

令和七年第一回区議会定例会提出予定議案（件名）

△予算▽ 七件

- 令和七年度中央区一般会計予算
- 令和七年度中央区国民健康保険事業会計予算
- 令和七年度中央区介護保険事業会計予算
- 令和七年度中央区後期高齢者医療会計予算
- 令和六年度中央区一般会計補正予算
- 令和六年度中央区国民健康保険事業会計補正予算
- 令和六年度中央区後期高齢者医療会計補正予算

△条 例▽ 十八件

- 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例
- 中央区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 中央区議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 中央区議会等の求めにより出頭した者等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 中央区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例
- 中央区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例
- 中央区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例の一部を改正する条例

- 中央区職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 中央区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 中央区密集街区環境改善まちづくり基金条例
- 中央区事務手数料条例の一部を改正する条例
- 中央区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例
- 中央区地域包括支援センターの職員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
- 中央区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例
- 中央区立公園条例の一部を改正する条例
- 中央区立公園における移動等円滑化の基準に関する条例の一部を改正する条例
- 中央区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 中央区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

△ 契 約▽ 一 件

- 中央区立泰明小学校及び中央区立泰明幼稚園内部改修工事（建築工事）請負契約

△ その他▽ 一 件

- 特別区道の路線の認定及び変更について

△意見聴取▽ 一件

○ 人権擁護委員の候補者の推薦について

△報告▽ 一件

○ 損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について

追加が予定される議案

△条例▽ 三件

○ 中央区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○ 中央区国民健康保険条例の一部を改正する条例

○ 中央区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

△人事▽ 一件

○ 中央区監査委員の選任同意について

令和7年度 中央区一般会計予算計上額総括表

款	歳 入			
	本年度予算額	前年度予算額	増(△)減額	増減率
1 特別区税	40,378,471	38,077,796	2,300,675	6.0
2 地方譲与税	398,000	391,000	7,000	1.8
3 利子割交付金	396,000	115,000	281,000	244.3
4 配当割交付金	879,000	690,000	189,000	27.4
5 株式等譲渡所得割交付金	854,000	716,000	138,000	19.3
6 地方消費税交付金	11,040,000	10,308,000	732,000	7.1
7 自動車取得税交付金	1	1	0	0.0
8 環境性能割交付金	157,000	121,000	36,000	29.8
9 地方特例交付金	104,000	100,000	4,000	4.0
10 特別区交付金	24,000,000	18,000,000	6,000,000	33.3
11 交通安全対策特別交付金	26,000	26,000	0	0.0
12 分担金及び負担金	746,696	620,616	126,080	20.3
13 使用料及び手数料	10,903,737	9,771,127	1,132,610	11.6
14 国庫支出金	34,276,535	25,258,927	9,017,608	35.7
15 都支出金	12,973,998	11,092,469	1,881,529	17.0
16 財産収入	1,342,107	1,271,723	70,384	5.5
17 寄附金	174,559	168,073	6,486	3.9
18 繰入金	15,653,005	12,090,294	3,562,711	29.5
19 繰越金	1,041,708	1,068,451	△26,743	△2.5
20 諸収入	6,675,995	3,635,427	3,040,568	83.6
21 特別区債	699,000	0	699,000	皆増
合計	162,719,812	133,521,904	29,197,908	21.9

△ 予 算
▽
七 件

令和七年第一回区議会定例会提出予定議案(説明)

款	歳 出			
	本年度予算額	前年度予算額	増(△)減額	増減率
1 議会費	684,912	645,680	39,232	6.1
2 企画費	8,151,457	5,381,420	2,770,037	51.5
3 総務費	7,741,570	7,507,643	233,927	3.1
4 区民費	14,897,814	12,318,505	2,579,309	20.9
5 福祉保健費	50,868,985	45,128,735	5,740,250	12.7
6 環境土木費	11,813,094	10,736,619	1,076,475	10.0
7 都市整備費	34,519,831	28,534,734	5,985,097	21.0
8 教育費	21,462,415	15,233,707	6,228,708	40.9
9 公債費	1,826,070	1,363,470	462,600	33.9
10 諸支出金	10,603,664	6,521,391	4,082,273	62.6
11 予備費	150,000	150,000	0	0.0
合計	162,719,812	133,521,904	29,197,908	21.9

繰越明許費

款	項	事業名	金額
4 区民費	2 地域産業費	堀留町区民館の改修	27,691 ^{千円}
		区内共通買物・食事券の発行	3,270
5 福祉保健費	1 社会福祉費	知的障害者生活支援施設「レインボーハウス明石」の管理運営	8,644
		日本橋高齢者在宅サービスセンターの改修	16,890
		介護老人保健施設等「リハポート明石」の運営	22,156
		京橋地域包括支援センターの管理運営	544
	2 児童福祉費	堀留町保育園の改修	42,650
		堀留町児童館の改修	49,223
3 保健費	日本橋保健センターの改修	61,351	
6 環境土木費	2 土木費	道路の改修	13,900
		人にやさしい歩行環境の整備	20,700
		橋梁長寿命化修繕工事	84,089
		電線共同溝の整備	364,882
7 都市整備費	1 都市整備費	堀留町高齢者住宅の改修	82,218
8 教育費	2 学校教育費	久松小学校の改修	153,779
		久松幼稚園の改修	19,006
		銀座中学校の改修	610,906
	3 図書文化財費	郷土資料館の管理運営	672
合 計			1,582,571

債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
本庁舎（照明設備）の改修	令和8年度	283,575 ^{千円}
本庁舎（機械室等内部）の改修	令和8年度～令和9年度	583,260
公衆浴場施設改善等資金融資の利子補給	令和8年度～令和19年度	9,617
銀座区民館・銀座職員住宅の改修	令和8年度	38,676
八丁堀区民館等複合施設の改築	令和8年度	214,273
新場橋区民館等複合施設の改修	令和8年度	37,288
佃区民館・中央区休日応急診療所の改修	令和8年度	628,042
商工業融資の利子補給	令和8年度～令和17年度	591,821
区内共通買物・食事券の発行	令和8年度	22,528
総合スポーツセンターの改修	令和8年度～令和9年度	12,451,198
精神障害者共同作業所の仮設整備	令和8年度	106,385
特別養護老人ホーム「マイホームはるみ」等複合施設（照明設備）の改修	令和8年度	270,639
特別養護老人ホーム「マイホームはるみ」等複合施設（給湯設備）の改修	令和8年度	35,357
介護老人保健施設「リハポート明石」等複合施設の維持管理	令和8年度	96,050
出産支援事業のタクシー利用券贈呈	令和8年度	25,297
築地児童館・築地住宅の改修	令和8年度～令和9年度	737,903
晴海事業所清掃車両の更新	令和8年度	14,300
公園の魅力向上に向けた官民連携	令和8年度～令和9年度	300,000
道路の改修	令和8年度	20,921
人にやさしい歩行環境の整備	令和8年度	31,295
橋梁長寿命化修繕工事	令和8年度	45,330
明石小学校及び幼稚園の改修	令和8年度	90,165
日本橋小学校等複合施設（受変電設備）の改修	令和8年度	322,181
日本橋小学校及び日本橋幼稚園（特別支援学級）の改修	令和8年度	151,442
日本橋中学校の改築及び千代田公園・千代田公園内公衆便所の再整備	令和8年度～令和11年度	21,861,258
通園バスの運行	令和8年度～令和10年度	52,683

特別区債

教育債	限度額	699,000千円
＊ 日本橋中学校の改築		699,000千円

令和7年度 中央区国民健康保険事業会計予算計上額総括表

款	歳		入	
	本年度予算額	前年度予算額	増(△)減額	増減率
1 国民健康保険料	4,467,097 ^{千円}	4,968,085 ^{千円}	△ 500,988 ^{千円}	△ 10.1%
2 一部負担金	2	2	0	0.0
3 使用料及び手数料	62	52	10	19.2
4 国庫支出金	45	49	△ 4	△ 8.2
5 都支出金	8,181,435	8,083,252	98,183	1.2
6 繰入金	1,736,285	1,338,186	398,099	29.7
7 繰越金	48,660	46,759	1,901	4.1
8 諸収入	15,697	10,400	5,297	50.9
合計	14,449,283	14,446,785	2,498	0.0

款	歳		出	
	本年度予算額	前年度予算額	増(△)減額	増減率
1 総務費	405,029 ^{千円}	357,154 ^{千円}	47,875 ^{千円}	13.4%
2 保険給付費	8,190,789	8,076,369	114,420	1.4
3 国民健康保険事業費納付金	5,647,132	5,808,399	△ 161,267	△ 2.8
4 保健事業費	122,324	122,641	△ 317	△ 0.3
5 公債費	1	1	0	0.0
6 諸支出金	49,008	47,221	1,787	3.8
7 予備費	35,000	35,000	0	0.0
合計	14,449,283	14,446,785	2,498	0.0

令和7年度 中央区介護保険事業会計予算計上額総括表

歳 入				
款	本年度予算額	前年度予算額	増(△)減額	増減率
1 介 護 保 険 料	2,405,471 ^{千円}	2,096,818 ^{千円}	308,653 ^{千円}	14.7%
2 使 用 料 及 び 手 数 料	16	5	11	220.0
3 国 庫 支 出 金	1,810,849	1,988,539	△ 177,690	△ 8.9
4 支 払 基 金 交 付 金	2,566,874	2,495,833	71,041	2.8
5 都 支 出 金	1,369,676	1,331,286	38,390	2.9
6 財 産 収 入	1,622	28	1,594	5,692.9
7 繰 入 金	1,918,893	1,828,375	90,518	5.0
8 繰 越 金	3,554	4,368	△ 814	△ 18.6
9 諸 収 入	1,242	319	923	289.3
合 計	10,078,197	9,745,571	332,626	3.4

歳 出				
款	本年度予算額	前年度予算額	増(△)減額	増減率
1 総 務 費	421,032 ^{千円}	352,689 ^{千円}	68,343 ^{千円}	19.4%
2 保 険 給 付 費	9,315,734	9,050,259	265,475	2.9
3 地 域 支 援 事 業 費	246,681	249,296	△ 2,615	△ 1.0
4 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	1	1	0	0.0
5 基 金 積 立 金	1,622	28	1,594	5,692.9
6 公 債 費	1	1	0	0.0
7 諸 支 出 金	58,126	58,297	△ 171	△ 0.3
8 予 備 費	35,000	35,000	0	0.0
合 計	10,078,197	9,745,571	332,626	3.4

令和7年度 中央区後期高齢者医療会計予算計上額総括表

歳 入				
款	本年度予算額	前年度予算額	増(△)減額	増減率
1 後期高齢者医療保険料	2,243,229 ^{千円}	2,236,593 ^{千円}	6,636 ^{千円}	0.3%
2 使用料及び手数料	9	3	6	200.0
3 繰入金	1,486,068	1,474,745	11,323	0.8
4 繰越金	3,569	5,268	△ 1,699	△ 32.3
5 諸収入	86,204	85,470	734	0.9
合 計	3,819,079	3,802,079	17,000	0.4

歳 出				
款	本年度予算額	前年度予算額	増(△)減額	増減率
1 総務費	74,788 ^{千円}	71,039 ^{千円}	3,749 ^{千円}	5.3%
2 広域連合納付金	3,588,133	3,572,172	15,961	0.4
3 保健事業費	142,577	143,578	△ 1,001	△ 0.7
4 諸支出金	3,581	5,290	△ 1,709	△ 32.3
5 予備費	10,000	10,000	0	0.0
合 計	3,819,079	3,802,079	17,000	0.4

令和6年度 中央区一般会計2月補正予算計上額総括表

歳 入			
款	補正前の額	補正額	計
1 特別区税	37,287,796 ^{千円}	510,000 ^{千円}	37,797,796 ^{千円}
2 地方譲与税	391,000		391,000
3 利子割交付金	115,000		115,000
4 配当割交付金	690,000		690,000
5 株式等譲渡所得割交付金	716,000		716,000
6 地方消費税交付金	10,308,000		10,308,000
7 自動車取得税交付金	1		1
8 環境性能割交付金	121,000		121,000
9 地方特例交付金	890,000		890,000
10 特別区交付金	18,000,000	2,400,000	20,400,000
11 交通安全対策特別交付金	26,000		26,000
12 分担金及び負担金	620,616		620,616
13 使用料及び手数料	9,771,127		9,771,127
14 国庫支出金	25,406,411	△ 2,749,932	22,656,479
15 都支出金	13,115,679	△ 234,920	12,880,759
16 財産収入	4,044,308	92,345	4,136,653
17 寄附金	168,073	19,940	188,013
18 繰入金	12,396,951	△ 2,514,729	9,882,222
19 繰越金	1,306,886	1,089,263	2,396,149
20 諸収入	3,644,760	1,189,315	4,834,075
合 計	139,019,608	△ 198,718	138,820,890

歳 出			
款	補正前の額	補正額	計
1 議会費	645,680 ^{千円}	△ 4,000 ^{千円}	641,680 ^{千円}
2 企画費	5,384,420	△ 781,397	4,603,023
3 総務費	9,883,996	△ 248,351	9,635,645
4 区民費	12,322,505	6,027	12,328,532
5 福祉保健費	46,782,627	△ 141,000	46,641,627
6 環境土木費	10,996,414	△ 220,223	10,776,191
7 都市整備費	28,557,864	△ 3,047,647	25,510,217
8 教育費	15,237,724	△ 22,400	15,215,324
9 公債費	1,363,470		1,363,470
10 諸支出金	7,694,908	4,260,273	11,955,181
11 予備費	150,000		150,000
合 計	139,019,608	△ 198,718	138,820,890

繰越明許費

《追加》

款	項	事業名	金額
5 福祉保健費	1 社会福祉費	介護老人保健施設等「リハポート明石」の運営	91,391 ^{千円}
6 環境土木費	2 土木費	首都高速道路上部空間整備事業	40,387
		交通環境整備促進支援事業	48,000
7 都市整備費	1 都市整備費	市街地再開発事業助成	2,513,840
合 計			2,693,618

債務負担行為

《変更》

事項	期間	限度額	
		補正前	補正後
エレベーター防災キャビネットの配布	令和6年度	25,069 ^{千円}	32,398 ^{千円}

令和6年度 中央区国民健康保険事業会計 2月補正予算計上額総括表

歳 入			
款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険料	4,968,085 ^{千円}	△ 273,630 ^{千円}	4,694,455 ^{千円}
2 一部負担金	2		2
3 使用料及び手数料	52		52
4 国庫支出金	49		49
5 都支出金	8,083,252		8,083,252
6 繰入金	1,338,186	170,544	1,508,730
7 繰越金	46,759	123,892	170,651
8 諸収入	10,400		10,400
合 計	14,446,785	20,806	14,467,591

歳 出			
款	補正前の額	補正額	計
1 総務費	357,154 ^{千円}	△ 4,000 ^{千円}	353,154 ^{千円}
2 保険給付費	8,076,369		8,076,369
3 国民健康保険事業費納付金	5,808,399	△ 55,284	5,753,115
4 保健事業費	122,641		122,641
5 公債費	1		1
6 諸支出金	47,221	80,090	127,311
7 予備費	35,000		35,000
合 計	14,446,785	20,806	14,467,591

令和6年度 中央区後期高齢者医療会計2月補正予算計上額総括表

歳 入			
款	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料	2,236,593		2,236,593
2 使用料及び手数料	3		3
3 繰入金	1,474,745	△ 36,990	1,437,755
4 繰越金	5,268	10,824	16,092
5 諸収入	85,470	14,860	100,330
合 計	3,802,079	△ 11,306	3,790,773

歳 出			
款	補正前の額	補正額	計
1 総務費	71,039	△ 3,000	68,039
2 広域連合納付金	3,572,172	△ 23,271	3,548,901
3 保健事業費	143,578		143,578
4 諸支出金	5,290	14,965	20,255
5 予備費	10,000		10,000
合 計	3,802,079	△ 11,306	3,790,773

△条 例▽ 十八件

○ 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十六号）の施行により行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が一部改正され、引用する条項に項ずれが生じることに伴い、規定を整備するものである。

（令和七年四月一日施行）

○ 中央区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

超過勤務の免除対象の要件に係る子の範囲を小学校就学の始期に達するまでの子（現行 三歳に満たない子）に拡大するとともに、子の看護のための休暇の名称を次のとおり変更するほか、仕事と介護の両立支援に係る制度を利用しやすい環境の整備について必要な事項を定めるものがある。

（令和七年四月一日施行）

変更後	変更前
子の看護等のための休暇	子の看護のための休暇

○ 中央区議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
中央区特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、区議会議員の報酬の月額及び期末手当の支給月数を別紙一のとおり改定するものである。
(令和七年四月一日施行)

○ 中央区議会等の求めにより出頭した者等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律(令和六年法律第二十二号)等の施行を踏まえ、費用弁償の種類及び額を別紙二のとおり変更するものである。
(令和七年四月一日施行)

○ 中央区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例
中央区特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、区長及び副区長の給料の月額及び期末手当の支給月数を別紙一のとおり改定するものである。
(令和七年四月一日施行)

○ 中央区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例
国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴い、旅費の種類及び額を別紙三のとおり変更するとともに、日当及び旅行雑費の支給方法の特例に係る規定を削除するものである。
(令和七年四月一日施行)

○ 中央区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例の一部を改正する条例

中央区特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、教育委員会教育長の給料の月額を別紙一のとおり改定するものである。
(令和七年四月一日施行)

○ 中央区職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律等の施行を踏まえ、旅費の種類及び額を別紙四のとおり変更するとともに、支給対象に区と旅行役務提供契約を締結した旅行代理店等を追加するほか、近接地内及び近接地外の区分の廃止等をするものである。

(令和七年四月一日施行)

○ 中央区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

雇用保険法等の一部を改正する法律(令和六年法律第二十六号)の施行に伴い、就業手当に係る規定を削除するとともに、地域延長給付を支給する暫定措置を令和九年三月三十一日まで(現行 令和七年三月三十一日まで)延長するものである。(令和七年四月一日施行)

○ 中央区密集街区環境改善まちづくり基金条例

一 設置

区内における密集街区の環境改善に要する資金を積み立てるため、中央区密集街区環境改善まちづくり基金(以下「基金」という。)を設置するものとする。

二 積立額

基金として積み立てる額は、毎年度予算で定めるものとする。

三 運用益金の処理

基金の運用から生ずる収益は、中央区一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

四 施行期日

この条例は、令和七年四月一日から施行するものとする。

○ 中央区事務手数料条例の一部を改正する条例

一 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十九号）の施行により、建築物エネルギー消費性能基準に適合することが義務化されること等に伴い、別紙五のとおり建築物エネルギー消費性能適合性判定等の審査に係る事務手数料の額の引上げ等をするものである。（令和七年四月一日施行）

二 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行により、建築物エネルギー消費性能適合性判定等の審査に係る事務手数料の額を引き上げること等に伴い、別紙六のとおり低炭素建築物新築等計画の認定申請等に対する審査に係る事務手数料の額の引上げ等をするものである。（令和七年四月一日施行）

三 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行により、木造建築物における建築確認及び検査の際の対象項目が追加されること等に伴い、別紙七のとおり建築物に関する確認の申請等に対する審査に係る事務手数料の額を引き上げるものである。（令和七年四月一日施行）

四 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律（令和六

年法律第七十号)の施行等に伴い、戸籍に関し、無料で証明書の交付を受けることができる者に同法の規定による補償金等の支給を受けようとする者を追加するものである。

(公布の日から施行)

五 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和六年法律第五十三号)の施行により建築基準法が一部改正され、引用する条項に項ずれが生じたことに伴い、規定を整備するものである。

(公布の日から施行)

○ 中央区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令(令和六年厚生労働省令第六十一号)の施行により指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が一部改正され、引用する号の細分にずれが生じたことに伴い、規定を整備するものである。

(公布の日から施行)

○ 中央区地域包括支援センターの職員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、地域包括支援センターに配置する保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の員数について、

地域包括支援センター運営協議会が必要と認めるときは常勤換算方法によることができることとするとともに、これらの職種の配置について、同協議会が効果的な運営に資すると認めるときは複数拠点で員数を合算して配置することにより各拠点がそれぞれ配置基準を満たすものとするほか、規定を整備するものである。

（公布の日から施行）

○ 中央区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

道路占用料の額を別紙八のとおり改定するものである。

（令和七年四月一日施行）

○ 中央区立公園条例の一部を改正する条例

区立公園の使用料及び占用料の限度額を別紙九のとおり改定するものである。

（令和七年四月一日施行）

○ 中央区立公園における移動等円滑化の基準に関する条例の一部を改正する条例

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第二百二十一号）の施行により、引用する条項に条ずれが生じることに伴い、規定を整備するものである。

（令和七年六月一日施行）

○ 中央区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

超過勤務の免除対象の要件に係る子の範囲を小学校就学の始期に達するまでの子（現行 三歳

に満たない子)に拡大するとともに、子の看護のための休暇の名称を次のとおり変更するほか、仕事と介護の両立支援に係る制度を利用しやすい環境の整備について必要な事項を定めるものである。

(令和七年四月一日施行)

変更後	変更前
子の看護等のための休暇	子の看護のための休暇

○ 中央区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例(令和六年東京都条例第七十二号)が施行されたことに伴い、都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の補償基礎額に準じ、次のとおり区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の補償基礎額を改定するものである。

(公布の日から施行。ただし、令和六年四月一日適用とする。)

医師、歯科医師又は薬剤師としての経歴年数	学校医及び学校歯科医		学校薬剤師	
	改定額(日額)	現行額(日額)	改定額(日額)	現行額(日額)
五年未満	八、五二九円	七、四九四円	七、一六四円	六、四五九円
五年以上 十年未満	九、九〇九円	九、〇九〇円	七、九三二円	七、四二二円
十年以上 十五年未満	一二、三五一円	一一、七〇三円	九、四三八円	九、〇八一円

二十五年以上	二十五年以上	二十五年以上	一三、五七五円	一三、一五二円	一〇、七〇一円	一〇、五三九円
二十五年未満	二十五年以上	二十五年以上	一五、八三七円	一五、五七三円	一一、六一〇円	一一、五〇五円
二十五年以上	一六、八六六円	一六、六〇二円	一一、九七〇円	一一、八六五円		

△契約▽ 一件

○ 中央区立泰明小学校及び中央区立泰明幼稚園内部改修工事（建築工事）請負契約

- ・ 契約金額 二億千六百七十万円

・ 契約の相手方 東京都中央区晴海一丁目八番八号トリトンスクエアW棟

株式会社クリスタルジャパン

代表取締役 浦木太郎

△その他▽ 一件

○ 特別区道の路線の認定及び変更について

日本橋室町一丁目地区第一種市街地再開発事業の施行に伴い、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第八条第二項及び第十条第三項の規定に基づき、次のとおり特別区道の路線を認定し、及び変更するものである。

一 認定する路線

起	点
---	---

路線名	特別区道中日 第三三七号線	終点	東京都中央区日本橋室町一丁目四番先 東京都中央区日本橋室町一丁目三番先	備考	別図のとおり
-----	------------------	----	--	----	--------

二 変更する路線

路線名	特別区道中日 第一四五号線		起点	東京都中央区日本橋室町一丁目四番先	備考
	変更前	東京都中央区日本橋本町一丁目三番先		東京都中央区日本橋室町一丁目十二番先	
終点	東京都中央区日本橋室町一丁目三番先	東京都中央区日本橋本町一丁目三番先	備考	東京都中央区日本橋室町一丁目三番先	別図のとおり (起点の位置の 変更)
	変更後	東京都中央区日本橋本町一丁目三番先		東京都中央区日本橋室町一丁目三番先	

△意見聴取▽ 一件

○ 人権擁護委員の候補者の推薦について

令和七年六月三十日で任期満了となる人権擁護委員の後任候補者として次の者を推薦するに際し、人権擁護委員法（昭和二十四年法律第百三十九号）第六条第三項の規定に基づき、議会の意見を聴くものである。

候補者 氏名 川^{かわ} 義^{よし}郎^お（再任）

生年月日 昭和四十四年三月十四日

職 業 弁 護 士
住 所 東 京 都 中 央 区 東 日 本 橋

△ 報 告 ▽ 一 件

○ 損 害 賠 償 の 額 の 決 定 に 関 す る 専 決 処 分 の 報 告 に つ い て

「損害賠償の額の決定および和解に関する区長の専決処分について」（昭和三十七年三月中央区議会議決）に基づき、次のとおり損害賠償額の決定を専決処分したので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第二項の規定により議会に報告するものである。

一 事件名

国家賠償法（昭和二十二年法律第二百二十五号）第二条第一項の規定に基づく損害賠償事件

二 決定年月日

令和六年十二月二十六日

三 損害賠償額

十九万二千四百八十九円

四 損害賠償の相手方

東京都中央区明石町

男性（事件当時の年齢 六十歳）

五 事件の概要

令和六年七月二十二日午後四時三十分頃、中央区立明石町住宅において、給水管の接続部品の経年劣化によりメーターボックス内の給水管が破断したため、階下の居室の天井から漏水し、

損害賠償の相手方の所有物を汚損させたものである。

報酬及び給料の月額並びに期末手当の支給月数の改定

1 区議会議員の報酬の月額

区 分	改 定 額	現 行 額
議 長	940,000円	933,000円
副 議 長	798,000円	792,000円
委 員 長	662,000円	657,000円
副 委 員 長	641,000円	636,000円
議 員	618,000円	613,000円

2 区長、副区長及び教育委員会教育長の給料の月額

区 分	改 定 額	現 行 額
区 長	1,164,000円	1,155,000円
副 区 長	933,000円	926,000円
教育委員会教育長	833,000円	827,000円

3 区議会議員並びに区長及び副区長の期末手当の支給月数

支 払 月	令 和 7 年 度 以 後 の 支 給 月 数	令 和 6 年 度 支 給 月 数
6 月 期	1.875月	1.80月
12 月 期	1.875月	1.80月
計	3.75月	3.60月

別紙 2

費用弁償の種類及び額の変更（議会等の求めにより出頭した者等）

変更後		現 行	
種 目	額	種 類	額
鉄道賃	中央区職員の旅費に関する条例（昭和27年2月中央区条例第3号）に規定する額	鉄道賃	旅客運賃、急行料金、特別車両料金及び座席指定料金
船 賃		船 賃	旅客運賃（運賃に等級の区分のある場合には、中級の運賃）
航空賃		航空賃	実費
宿泊手当		日当	1日につき4,000円
宿泊費		宿泊料	1夜につき5,000円
包括宿泊費			(新設)

旅費の種類及び額の変更（区長等）

1 種類の変更

変更後の種目	現行の種類
鉄道賃	鉄道賃
船賃	船賃
航空賃	航空賃
その他の交通費	車賃
宿泊手当	日当
宿泊費	宿泊料
包括宿泊費	(新設)
(廃止)	食卓料
転居費	移転料
着後滞在費	着後手当
家族移転費	扶養親族移転料
(廃止)	支度料
渡航雑費	旅行雑費

2 旅費の額

区 分	変更後の額	現行の額
区 長	国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号。以下「政令」という。）及び国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号。以下「省令」という。）の規定により内閣総理大臣等に支給される額に相当する額	国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号。以下「法」という。）の規定により内閣総理大臣等のうち、その他の者に支給される額に相当する額
副区長	政令及び省令の規定により指定職職員等に支給される額に相当する額	法の規定により指定職の職務にある者に支給される額に相当する額

旅費の種類及び額の変更（職員）

変 更 後			現 行		
種 目	額		種 類	額	
鉄道賃	内国	運賃、急行料金、寝台料金等に係る費用の額及び当該費用に付随する費用の額	鉄道賃	内国	1 旅行先が近接地内の場合 実費額 2 旅行先が近接地外の場合 旅客運賃、急行料金、寝台料金等の額
	外国			外国	旅客運賃、急行料金及び寝台料金の額
船 賃	内国	運賃、寝台料金、座席指定料金及び特別船室料金に係る費用の額並びに当該費用に付随する費用の額	船 賃	内国	1 旅行先が近接地内の場合 実費額 2 旅行先が近接地外の場合 旅客運賃、寝台料金及び特別船室料金並びに座席指定料金の額
	外国			外国	旅客運賃及び寝台料金の額
航空賃	内国	運賃及び座席指定料金に係る費用の額並びに当該費用に付随する費用の額	航空賃	内国	旅客運賃の額（旅行先が近接地内の場合は支給対象外）
	外国			外国	
その他の交通費	内国	一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃等に係る費用の額及び当該費用に付随する費用の額	車 賃	内国	実費額
	外国			外国	
宿 泊 手 当	内国	国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号。以下「財務省令」という。）で定める宿泊手当の額に相当する額	日 当	内国	支給対象外 1 旅行先が指定都市の場合 (1) 6級の職務にある
	外国			外国（一日に	

				つき	<p>者（以下「6級」という。） 8,300円</p> <p>(2) 5級の職務にある者（以下「5級」という。） 7,200円</p> <p>(3) 4級以下の職務にある者（以下「4級以下」という。） 6,200円</p> <p>2 旅行先が甲地方の場合</p> <p>(1) 6級 7,000円</p> <p>(2) 5級 6,200円</p> <p>(3) 4級以下 5,200円</p> <p>3 旅行先が乙地方の場合</p> <p>(1) 6級 5,600円</p> <p>(2) 5級 5,000円</p> <p>(3) 4級以下 4,200円</p> <p>4 旅行先が丙地方の場合</p> <p>(1) 6級 5,100円</p> <p>(2) 5級 4,500円</p> <p>(3) 4級以下 3,800円</p>
宿泊費	内国	旅行中の宿泊に要する費用であって、財務省令で定める宿泊費の額（以下「宿泊費基準額」という。）に相当する額	宿泊料	内国	<p>1 旅行先が近接地内の場合（公務上の必要又はやむを得ない事情がある場合に限る。）</p> <p>(1) 食事を提供しない公用の施設又は現場等に宿泊する場合 一夜につき2の額の2分の1に相当する額</p>

					(2) ホテル、旅館等に宿泊する場合 一夜につき2の額の範囲内の実費額 2 旅行先が近接地外の場合 一夜につき 13,000円
	外国			外国 (一夜につき)	1 旅行先が指定都市の場合 (1) 6級 25,700円 (2) 5級 22,500円 (3) 4級以下 19,300円 2 旅行先が甲地方の場合 (1) 6級 21,500円 (2) 5級 18,800円 (3) 4級以下 16,100円 3 旅行先が乙地方の場合 (1) 6級 17,200円 (2) 5級 15,100円 (3) 4級以下 12,900円 4 旅行先が丙地方の場合 (1) 6級 15,500円 (2) 5級 13,500円 (3) 4級以下 11,600円
包括 宿泊費	内 国	交通費（鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費）			(新設)
	外 国	及び宿泊費基準額の合計額			

		(廃止)	食卓料	内国	一夜につき2,600円(旅行先が近接地内の場合は支給対象外)
				外国	1 6級 一夜につき7,700円 2 5級 一夜につき6,700円 3 4級以下 一夜につき5,800円
転居費	内国	赴任に伴う転居に要する費用として次に掲げる方法により算定された額 (1) 運送業者が家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法(複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、最も経済的なものを選択するときに限る。) (2) 旅行役務提供者が家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法 (3) 旅行者が宅配便又は自家用自動車等を利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、運送業者に依頼したものとして(1)の規定により算定した額を超えるときは、当該額とする。	移転料	内国	1 旅行先が近接地内の場合 赴任を命ぜられた職員が、公設宿舎に居住すること又はこれを明け渡すことを命ぜられ、住所又は居所を移転した場合等には、2(1)の額の3分の1に相当する額(扶養親族を随伴しない場合には、当該額の2分の1に相当する額) 2 旅行先が近接地外の場合 (1) 赴任の際扶養親族を移転する場合は、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた次の額(路程は、鉄道にあってはその移転距離により、水路及び陸路の場合にあっては4分の1kmをもって鉄道1kmとみなして計算する。) ア 50km未満

					<p>126,000円</p> <p>イ 50km以上100km未 満 144,000円</p> <p>ウ 100km以上300km未 満 178,000円</p> <p>エ 300km以上500km未 満 220,000円</p> <p>オ 500km以上1,000km 未満 292,000円</p> <p>カ 1,000km以上 306,000円</p> <p>(2) 赴任の際扶養親族を 移転しない場合は、 (1)の額の2分の1に 相当する額</p> <p>(3) 赴任の際扶養親族を 移転しないが赴任を 命ぜられた日の翌日 から1年以内に扶養 親族を移転する場合 は、(2)の額に相当す る額</p>
	外国	任命権者が特別区人事委員 会と協議して定める額		外国	任命権者が特別区人事委 員会と協議して定める額
着 後 滞在費	内国	宿泊した夜数に係る宿泊費 及び宿泊手当の合計額に相 当する額。ただし、5夜分 を上限とする。	着 後 手 当	内国	旅行雑費の定額の5日分 及び宿泊料の定額の5夜 分に相当する額
	外国	任命権者が特別区人事委員 会と協議して定める額		外国	任命権者が特別区人事委 員会と協議して定める額

<p>家 族 移 転 費</p>	<p>内 国</p>	<p>1 赴任の際、家族を職員の新居住地に移転する場合は、家族1人ごとに職員相当の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額とする。</p> <p>2 1に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地に移転する場合は、1の規定に準じて算定した額</p>	<p>扶養親族 移 転 料</p>	<p>内 国</p>	<p>1 赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、移転の際における年齢に応じた次の額の合計額(旅行先が近接地内の場合は支給対象外)</p> <p>(1)12歳以上 職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに旅行雑費、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の2に相当する額</p> <p>(2)12歳未満6歳以上 (1)の額の2分の1に相当する額</p> <p>(3)6歳未満 職員相当の航空賃の2分の1に相当する額並びに旅行雑費、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上の者を随伴するときは、2人を超えるごとに職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する額を加算する。</p> <p>2 赴任の際、扶養親族を移転する場合又は扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌</p>
----------------------	------------	--	-----------------------	------------	--

					日から1年以内に扶養親族を移転する場合は、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について1の規定に準じて計算した額。ただし、1の規定により支給できる額を上限とする（旅行先が近接地内の場合は支給対象外）。
	外国	任命権者が特別区人事委員会と協議して定める額		外国	任命権者が特別区人事委員会と協議して定める額
(廃止)			支度料	内国	支給対象外
				外国	1 旅行期間が1月未満の場合 (1) 6級 86,240円 (2) 5級 70,070円 (3) 4級以下 61,990円 2 旅行期間が1月以上3月未満の場合 (1) 6級 104,720円 (2) 5級 85,090円 (3) 4級以下 75,270円 3 旅行期間が3月以上の場合 (1) 6級 123,200円 (2) 5級 100,100円 (3) 4級以下 88,550円
渡航 雑費	内国	支給対象外	渡航 手数料	内国	支給対象外
	外国	予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料、入出		外国	旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料、空

		国税その他外国旅行に必要なものとして任命権者が定める費用の額			港旅客サービス施設使用料並びに入出国税の実費額
(廃止)			旅 行 雑 費	内 国	1 旅行先が近接地内の場合 (1)特別区の区域内 100円 (2)特別区の区域外 200円 2 旅行先が近接地外の場合 (1)宿泊を伴わない場合 650円 (2)宿泊を伴う場合 1,300円
				外 国	支給対象外
死 亡 手 当	内 国	支給対象外	(新設)		
	外 国	財務省令で定める死亡手当の額に相当する額			

備考 指定都市とは特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）が定める都市の地域をいい、甲地方とは北米地域等として人事委員会が定める地域（指定都市を除く。）をいい、丙地方とはアジア地域（本邦を除く。）等として人事委員会が定める地域（指定都市を除く。）をいい、乙地方とは指定都市、甲地方及び丙地方以外の地域（本邦を除く。）をいう。

建築物エネルギー消費性能向上計画及び建築物エネルギー消費性能基準
に適合している旨の認定申請等に対する審査に係る事務手数料

1 仕様基準又は誘導仕様基準の審査を建築確認の審査と同時に行う場合における手数料

の加算額の新設

【一戸建て住宅】

		金額
床面積 の合計	30 m ² 以下	2,500 円
	30 m ² を超え 100 m ² 以下	4,700 円
	100 m ² を超え 200 m ² 以下	7,800 円
	200 m ² を超えるもの	9,400 円

【一戸建て住宅以外の住宅】

		金額
床面積 の合計	30 m ² 以下	4,300 円
	30 m ² を超え 100 m ² 以下	8,200 円
	100 m ² を超え 200 m ² 以下	13,300 円
	200 m ² を超え 500 m ² 以下	15,900 円
	500 m ² を超え 1,000 m ² 以下	22,300 円
	1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以下	31,300 円
	2,000 m ² を超え 5,000 m ² 以下	50,100 円
	5,000 m ² を超えるもの	68,900 円

2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び建築物エネルギー消費性能適合性判定
に係る事務手数料

(1) 判定基準適合書類等が提出された場合

【一戸建ての住宅】

改定後	現行
5,800 円	5,100 円

(現行は建築物エネルギー消費性能向上計画の認定のみ)

【一戸建て住宅以外の住宅部分】

		改定後	現行
床面積 の合計	300 m ² 未満	11,300 円	9,700 円
	300 m ² 以上 2,000 m ² 未満	23,800 円	21,000 円
	2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	52,800 円	46,000 円
	5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	94,700 円	81,000 円
	10,000 m ²	119,000 円	

(現行は建築物エネルギー消費性能向上計画の認定のみ)

【非住宅部分】

		改定後	現行
床面積 の合計	300 m ² 未満	11,300 円	9,700 円
	300 m ² 以上 1,000 m ² 未満	19,500 円	16,700 円
	1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満	31,600 円	27,100 円
	2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	94,300 円	80,400 円
	5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	149,000 円	128,000 円
	10,000 m ²	188,000 円	161,000 円

(現行の 300 m²未満は建築物エネルギー消費性能向上計画の認定のみ)

(2) 判定基準適合書類等が提出されない場合

【仕様・計算併用法を用いる一戸建ての住宅】

		改定後	現行
床面積 の合計	200 m ² 未満	20,700 円	20,000 円
	200 m ² 以上	22,200 円	22,000 円

(現行は建築物エネルギー消費性能向上計画の認定のみ)

【仕様・計算併用法を用いる一戸建て住宅以外の住宅】

		改定後	現行
床面積 の合計	300 m ² 未満	38,700 円	38,000 円
	300 m ² 以上 2,000 m ² 未満	66,900 円	66,000 円
	2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	120,000 円	118,000 円
	5,000 m ² 以上	183,000 円	179,000 円

(現行は建築物エネルギー消費性能向上計画の認定のみ)

【仕様・計算併用法を用いる一戸建て住宅】

		金額
床面積	200 m ² 未満	30,100 円
の合計	200 m ² 以上	33,200 円

【仕様・計算併用法を用いる一戸建て住宅以外の住宅】

		金額
床面積 の合計	300 m ² 未満	59,800 円
	300 m ² 以上 2,000 m ² 未満	100,000 円
	2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	175,000 円
	5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	256,000 円
	10,000 m ²	304,000 円

【標準計算法を用いる一戸建て住宅】

		改定後	現行
床面積	200 m ² 未満	40,200 円	34,400 円
の合計	200 m ² 以上	44,900 円	38,400 円

(現行は建築物エネルギー消費性能向上計画の認定のみ)

【標準計算法を用いる一戸建て住宅以外の住宅部分】

		改定後	現行
床面積 の合計	300 m ² 未満	81,000 円	69,100 円
	300 m ² 以上 2,000 m ² 未満	135,000 円	116,000 円
	2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	229,000 円	196,000 円
	5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	329,000 円	281,000 円
	10,000 m ²	390,000 円	

(現行は建築物エネルギー消費性能向上計画の認定のみ)

【標準入力法等を用いる非住宅部分】

		改定後	現行
床面積 の合計	300 m ² 未満	266,000 円	227,100 円
	300 m ² 以上 1,000 m ² 未満	334,000 円	284,400 円
	1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満	431,000 円	367,100 円
	2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	615,000 円	523,700 円
	5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	758,000 円	646,000 円
	10,000 m ²	896,000 円	763,000 円

(現行の 300 m²未満は建築物エネルギー消費性能向上計画の認定のみ)

【モデル建物法を用いる非住宅部分】

		改定後	現行
床面積 の合計	300 m ² 未満	102,000 円	87,100 円
	300 m ² 以上 1,000 m ² 未満	129,000 円	110,700 円
	1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満	171,000 円	145,700 円
	2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	276,000 円	235,700 円
	5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	361,000 円	309,000 円
	10,000 m ²	434,000 円	371,000 円

(現行の 300 m²未満は建築物エネルギー消費性能向上計画の認定のみ)

【非住宅部分のうち工場等のみ】

		改定後	現行
床面積 の合計	300 m ² 未満	11,300 円	
	300 m ² 以上 1,000 m ² 未満	19,500 円	16,700 円
	1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満	31,600 円	27,100 円
	2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	94,300 円	80,400 円
	5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	149,000 円	128,000 円
	10,000 m ²	188,000 円	161,000 円

(現行は建築物エネルギー消費性能適合性判定のみ)

- 3 建築物エネルギー消費性能適合性判定及び建築物エネルギー消費性能向上計画の変更
 の認定並びに建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当しているこ
 との証明の申請の審査に係る事務手数料

- (1) 判定基準適合書類等が提出された場合

【一戸建ての住宅】

改定後	現行
4,100 円	3,700 円

(現行は建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定のみ)

【一戸建て住宅以外の住宅部分】

		改定後	現行
床面積 の合計	300 m ² 未満	8,000 円	6,900 円
	300 m ² 以上 2,000 m ² 未満	16,700 円	15,000 円
	2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	37,000 円	32,000 円
	5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	66,500 円	57,000 円
	10,000 m ²	83,500 円	

(現行は建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定のみ)

【非住宅部分】

		改定後	現行
床面 積の 合計	300 m ² 未満	8,000 円	6,900 円
	300 m ² 以上 1,000 m ² 未満	13,800 円	11,800 円
	1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満	22,200 円	19,100 円
	2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	66,100 円	56,400 円
	5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	104,000 円	90,000 円
	10,000 m ²	132,000 円	113,000 円

(現行は建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定のみ)

(2) 判定基準適合書類等が提出されない場合

【仕様基準を用いる一戸建ての住宅】

		改定後	現行
床面積 の合計	200 m ² 未満	14,300 円	14,000 円
	200 m ² 以上 10,000 m ² 以内	15,100 円	15,000 円

(現行は建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定のみ)

【仕様基準を用いる一戸建て住宅以外の住宅部分】

		改定後	現行
床面積 の合計	300 m ² 未満	26,800 円	26,000 円
	300 m ² 以上 2,000 m ² 未満	46,500 円	46,000 円
	2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	84,800 円	83,000 円
	5,000 m ² 以上 10,000 m ² 以下	127,000 円	125,000 円

(現行は建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定のみ)

【仕様・計算併用法を用いる一戸建ての住宅】

		金額
床面積 の合計	200 m ² 未満	21,100 円
	200 m ² 以上 10,000 m ² 以内	23,300 円

【仕様・計算併用法を用いる一戸建て住宅以外の住宅部分】

		金額
床面積 の合計	300 m ² 未満	42,000 円
	300 m ² 以上 2,000 m ² 未満	70,500 円
	2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	122,000 円
	5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	179,000 円
	10,000 m ²	213,000 円

【標準計算法を用いる一戸建て住宅部分】

		改定後	現行
床面積	200 m ² 未満	28,300 円	24,200 円
の合計	200 m ² 以上 10,000 m ² 以内	31,500 円	27,000 円

(現行は建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定のみ)

【標準計算法を用いる一戸建て住宅以外の住宅】

		改定後	現行
床面積 の合計	300 m ² 未満	56,800 円	48,500 円
	300 m ² 以上 2,000 m ² 未満	94,600 円	81,000 円
	2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	161,000 円	138,000 円
	5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	231,000 円	197,000 円
	10,000 m ²	273,000 円	

(現行は建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定のみ)

【標準入力法等を用いる非住宅部分】

		改定後	現行
床面積 の合計	300 m ² 未満	186,000 円	159,100 円
	300 m ² 以上 1,000 m ² 未満	234,000 円	199,200 円
	1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満	301,000 円	257,100 円
	2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	430,000 円	366,700 円
	5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	531,000 円	453,000 円
	10,000 m ²	627,000 円	535,000 円

(現行の 300 m²未満は建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定のみ)

【モデル建物法を用いる非住宅部分】

		改定後	現行
床面積 の合計	300 m ² 未満	71,600 円	61,100 円
	300 m ² 以上 1,000 m ² 未満	91,100 円	77,600 円
	1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満	119,000 円	102,100 円
	2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	193,000 円	165,100 円
	5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	253,000 円	216,000 円
	10,000 m ²	304,000 円	260,000 円

(現行の 300 m²未満は建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定のみ)

【非住宅部分のうち工場等のみ】

		改定後	現行
床面積 の合計	300 m ² 未満	8,000 円	
	300 m ² 以上 1,000 m ² 未満	13,800 円	11,800 円
	1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満	22,200 円	19,100 円
	2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	66,100 円	56,400 円
	5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	104,000 円	90,000 円
	10,000 m ²	132,000 円	113,000 円

(建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定を除く。)

低炭素建築物新築等計画の認定の申請等に対する審査に係る事務手数料

1 低炭素建築物新築等計画の認定に係る申請であって適合書類の提出がある場合

【一戸建て住宅】

改定後	現行
5,800 円	4,700 円

【一戸建て住宅以外の住宅部分】

改定後		
床面積の合計	300 m ² 未満	11,300 円
	300 m ² 以上 2,000 m ² 未満	23,800 円
	2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	52,800 円
	5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	94,700 円
	10,000 m ²	119,000 円

現行		
総戸数	1 戸	4,700 円
	2 戸以上 5 戸以下	9,400 円
	6 戸以上 10 戸以下	16,000 円
	11 戸以上 25 戸以下	27,000 円
	26 戸以上 50 戸以下	45,000 円
	51 戸以上 100 戸以下	82,000 円
	101 戸以上 200 戸以下	131,000 円
	201 戸以上 300 戸以下	170,000 円
	301 戸以上	185,000 円

【非住宅部分】

改定後		
床面積の合計	300 m ² 未満	11,300 円
	300 m ² 以上 1,000 m ² 未満	19,500 円
	1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満	31,600 円
	2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	94,300 円
	5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	149,000 円
	10,000 m ²	188,000 円

現行		
床面積の合計	300 m ² 以内	9,300 円
	300 m ² を超え 1,000 m ² 以内	16,000 円
	1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以内	26,000 円
	2,000 m ² を超え 5,000 m ² 以内	80,000 円
	5,000 m ² を超え 10,000 m ² 以内	126,000 円

2 低炭素建築物新築等計画変更の認定に係る申請であって適合書類の提出がある場合

【一戸建て住宅】

改定後	現行
4,100 円	3,300 円

【一戸建て住宅以外の住宅部分】

改定後		
床面積の合計	300 m ² 未満	8,000 円
	300 m ² 以上 2,000 m ² 未満	16,700 円
	2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	37,000 円
	5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	66,500 円
	10,000 m ²	83,500 円

現行		
総戸数	1 戸	3,300 円
	2 戸以上 5 戸以下	6,600 円
	6 戸以上 10 戸以下	11,000 円
	11 戸以上 25 戸以下	19,000 円
	26 戸以上 50 戸以下	32,000 円
	51 戸以上 100 戸以下	58,000 円
	101 戸以上 200 戸以下	93,000 円
	201 戸以上 300 戸以下	122,000 円
	301 戸以上	134,000 円

【非住宅部分】

改定後		
床面積の合計	300 m ² 未満	8,000 円
	300 m ² 以上 1,000 m ² 未満	13,800 円
	1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満	22,200 円
	2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	66,100 円
	5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	104,000 円
	10,000 m ²	132,000 円

現行		
床面積の合計	300 m ² 以内	6,500 円
	300 m ² を超え 1,000 m ² 以内	11,000 円
	1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以内	18,000 円
	2,000 m ² を超え 5,000 m ² 以内	56,000 円
	5,000 m ² を超え 10,000 m ² 以内	88,000 円

3 低炭素建築物新築等計画の認定に係る申請であって適合書類の提出がない場合

【誘導仕様基準を用いる一戸建て住宅】

		改定後	現行
床面積 の合計	200 m ² 未満	20,700 円	21,000 円
	200 m ² 以上 10,000 m ² 以下	22,200 円	

【誘導仕様基準を用いる一戸建て住宅以外の住宅部分】

改定後		
床面積の合計	300 m ² 未満	38,700 円
	300 m ² 以上 2,000 m ² 未満	66,900 円
	2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	120,000 円
	5,000 m ² 以上 10,000 m ² 以内	183,000 円

現行		
総戸数	1 戸	21,000 円
	2 戸以上 5 戸以下	39,000 円
	6 戸以上 10 戸以下	56,000 円
	11 戸以上 25 戸以下	80,000 円
	26 戸以上 50 戸以下	120,000 円
	51 戸以上 100 戸以下	182,000 円
	101 戸以上 200 戸以下	261,000 円
	201 戸以上 300 戸以下	340,000 円
	301 戸以上	390,000 円

【仕様・計算併用法を用いる一戸建て住宅】

		金額
床面積 の合計	200 m ² 未満	30,100 円
	200 m ² 以上 10,000 m ² 以内	33,200 円

【仕様・計算併用法を用いる一戸建て住宅以外の住宅部分】

		金額
床面積 の合計	300 m ² 未満	59,800 円
	300 m ² 以上 2,000 m ² 未満	100,000 円
	2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	175,000 円
	5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	256,000 円
	10,000 m ²	304,000 円

【標準計算法を用いる一戸建て住宅】

		改定後	現行
床面積 の合計	200 m ² 未満	40,200 円	35,000 円
	200 m ² 以上 10,000 m ² 以下	44,900 円	

【標準計算法を用いる一戸建て住宅以外の住宅部分】

改定後		
床面積 の合計	300 m ² 未満	81,000 円
	300 m ² 以上 2,000 m ² 未満	135,000 円
	2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	229,000 円
	5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	329,000 円
	10,000 m ²	390,000 円

現行		
総戸数	1戸	35,000円
	2戸以上5戸以下	69,000円
	6戸以上10戸以下	97,000円
	11戸以上25戸以下	137,000円
	26戸以上50戸以下	197,000円
	51戸以上100戸以下	283,000円
	101戸以上200戸以下	385,000円
	201戸以上300戸以下	508,000円
	301戸以上	600,000円

【標準入力法等を用いる非住宅部分】

改定後		
床面積 の合計	300㎡未満	266,000円
	300㎡以上1,000㎡未満	334,000円
	1,000㎡以上2,000㎡未満	431,000円
	2,000㎡以上5,000㎡未満	615,000円
	5,000㎡以上10,000㎡未満	758,000円
	10,000㎡	896,000円

現行		
床面積 の合計	300㎡以内	242,000円
	300㎡を超え1,000㎡以内	300,000円
	1,000㎡を超え2,000㎡以内	384,000円
	2,000㎡を超え5,000㎡以内	546,000円
	5,000㎡を超え10,000㎡以内	670,000円

【モデル建物法を用いる非住宅部分】

改定後		
床面積 の合計	300 m ² 未満	102,000 円
	300 m ² 以上 1,000 m ² 未満	129,000 円
	1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満	171,000 円
	2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	276,000 円
	5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	361,000 円
	10,000 m ²	434,000 円

現行		
床面積 の合計	300 m ² 以内	242,000 円
	300 m ² を超え 1,000 m ² 以内	300,000 円
	1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以内	384,000 円
	2,000 m ² を超え 5,000 m ² 以内	546,000 円
	5,000 m ² を超え 10,000 m ² 以内	670,000 円

4 低炭素建築物新築等計画の変更の認定に係る申請であって適合書類の提出がない場合

【誘導仕様基準を用いる一戸建て住宅】

		改定後	現行
床面積 の合計	200 m ² 未満	14,300 円	15,000 円
	200 m ² 以上 10,000 m ² 以内	15,100 円	

【誘導仕様基準を用いる一戸建て住宅以外の住宅部分】

改定後		
床面積 の合計	300 m ² 未満	26,800 円
	300 m ² 以上 2,000 m ² 未満	46,500 円
	2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	84,800 円
	5,000 m ² 以上 10,000 m ² 以内	127,000 円

現行		
総戸数	1戸	15,000円
	2戸以上5戸以下	27,000円
	6戸以上10戸以下	40,000円
	11戸以上25戸以下	56,000円
	26戸以上50戸以下	85,000円
	51戸以上100戸以下	128,000円
	101戸以上200戸以下	184,000円
	201戸以上300戸以下	241,000円
	301戸以上	278,000円

【仕様・計算併用法を用いる一戸建て住宅】

		金額
床面積 の合計	200㎡未満	21,100円
	200㎡以上10,000㎡以下	23,300円

【仕様・計算併用法を用いる一戸建て住宅以外の住宅部分】

		金額
床面積 の合計	300㎡未満	42,000円
	300㎡以上2,000㎡未満	70,500円
	2,000㎡以上5,000㎡未満	122,000円
	5,000㎡以上10,000㎡未満	179,000円
	10,000㎡	213,000円

【標準計算法を用いる一戸建て住宅】

		改定後	現行
床面積 の合計	200㎡未満	28,300円	18,000円
	200㎡以上10,000㎡以下	31,500円	

【標準計算法を用いる共同住宅等の住宅部分】

改定後		
床面積 の合計	300 m ² 未満	56,800 円
	300 m ² 以上 2,000 m ² 未満	94,600 円
	2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	161,000 円
	5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	231,000 円
	10,000 m ²	273,000 円

現行		
総戸数	1 戸	18,000 円
	2 戸以上 5 戸以下	37,000 円
	6 戸以上 10 戸以下	52,000 円
	11 戸以上 25 戸以下	74,000 円
	26 戸以上 50 戸以下	108,000 円
	51 戸以上 100 戸以下	159,000 円
	101 戸以上 200 戸以下	221,000 円
	201 戸以上 300 戸以下	291,000 円
	301 戸以上	342,000 円

【標準入力法等を用いる非住宅部分】

改定後		
床面積 の合計	300 m ² 未満	186,000 円
	300 m ² 以上 1,000 m ² 未満	234,000 円
	1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満	301,000 円
	2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	430,000 円
	5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	531,000 円
	10,000 m ²	627,000 円

現行		
床面積 の合計	300 m ² 以内	123,000 円
	300 m ² を超え 1,000 m ² 以内	154,000 円
	1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以内	198,000 円
	2,000 m ² を超え 5,000 m ² 以内	290,000 円
	5,000 m ² を超え 10,000 m ² 以内	361,000 円

【モデル建物法を用いる非住宅部分】

改定後		
床面積 の合計	300 m ² 未満	71,600 円
	300 m ² 以上 1,000 m ² 未満	91,100 円
	1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満	119,000 円
	2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	193,000 円
	5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	253,000 円
	10,000 m ²	304,000 円

現行		
床面積 の合計	300 m ² 以内	123,000 円
	300 m ² を超え 1,000 m ² 以内	154,000 円
	1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以内	198,000 円
	2,000 m ² を超え 5,000 m ² 以内	290,000 円
	5,000 m ² を超え 10,000 m ² 以内	361,000 円

建築基準法に基づく建築物に関する確認の申請等に対する審査に係る事務手数料

- 1 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第6条第4項（第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物に関する確認の申請及び法第18条第3項（第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査に係る事務手数料の額

		改定後	現行
床面積の合計	30㎡以下	6,900円	5,600円
	30㎡を超え100㎡以下	13,000円	9,400円
	100㎡を超え200㎡以下	21,000円	14,000円
	200㎡を超え500㎡以下	25,000円	19,000円
	500㎡を超え1,000㎡以下	現行どおり	35,000円
	1,000㎡を超え2,000㎡以下		49,000円
	2,000㎡を超え10,000㎡以下		146,000円
	10,000㎡を超え50,000㎡以下		249,000円
50,000㎡を超えるもの	474,000円		

- 2 法第7条第4項の規定に基づく建築物に関する完了検査の申請及び法第18条第21項の規定に基づく建築物に関する工事完了の通知に対する審査（中間検査後の完了検査及び中間検査後の工事完了を除く。）に係る事務手数料の額

		改定後	現行
床面積の合計	30㎡以下	15,000円	11,000円
	30㎡を超え100㎡以下	17,000円	12,000円
	100㎡を超え200㎡以下	25,000円	16,000円
	200㎡を超え500㎡以下	31,000円	23,000円
	500㎡を超え1,000㎡以下	現行どおり	37,000円
	1,000㎡を超え2,000㎡以下		52,000円
	2,000㎡を超え10,000㎡以下		124,000円
	10,000㎡を超え50,000㎡以下		199,000円
50,000㎡を超えるもの	396,000円		

- 3 法第7条第4項の規定に基づく建築物に関する完了検査(法第7条の3第1項の特定工程に係るものについてされる場合に限る。)の申請及び法第18条第21項の規定に基づく建築物に関する工事完了(法第7条の3第1項の特定工程に係るものについてされる場合に限る。)の通知に対する審査に係る事務手数料の額

		改定後	現行

床面積の合計	30 m ² 以下	12,000 円	9,900 円
	30 m ² を超え 100 m ² 以下	16,000 円	11,000 円
	100 m ² を超え 200 m ² 以下	23,000 円	15,000 円
	200 m ² を超え 500 m ² 以下	29,000 円	21,000 円
	500 m ² を超え 1,000 m ² 以下	現行どおり	36,000 円
	1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以下		49,000 円
	2,000 m ² を超え 10,000 m ² 以下		115,000 円
	10,000 m ² を超え 50,000 m ² 以下		186,000 円
	50,000 m ² を超えるもの		383,000 円

別紙 8

道路占用料の額の改定

(単位・円)

占用物件	単位	改定額	現行額
道路法（以下「法」という。）第32条第1項第1号に掲げる工作物			
第一種電柱	1本につき1年	20,500	17,100
第二種電柱		31,900	26,600
第三種電柱		43,400	36,200
第一種電話柱		11,700	9,820
第二種電話柱		18,900	15,800
第三種電話柱		26,000	21,700
その他の柱類		1,580	1,320
共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき1年	190	160
地下に設ける電線その他の線類		100	84
路上に設ける変圧器	1個につき1年	16,200	13,500
地下に設ける変圧器	占用面積1㎡につき1年	10,800	9,080
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	33,400	27,900
広告塔	表示面積1㎡につき1年	142,100	134,800
その他のもの	占用面積1㎡につき1年	29,400	24,500
法第32条第1項第2号に掲げる物件			
外径が0.04m未満のもの	長さ1mにつき1年	370	310
外径が0.04m以上0.07m未満のもの		640	540
外径が0.07m以上0.1m未満のもの		1,000	840
外径が0.1m以上0.15m未満のもの		1,580	1,320
外径が0.15m以上0.2m未満のもの		2,110	1,760
外径が0.2m以上0.3m未満のもの		3,250	2,710
外径が0.3m以上0.4m未満のもの		4,400	3,670
外径が0.4m以上0.7m未満のもの		7,590	6,330
外径が0.7m以上1m未満のもの		10,800	9,080
外径が1m以上のもの		21,600	18,000
法第32条第1項第3号に掲げる施設	占用面積1㎡につき1年	22,500	18,800
法第32条第1項第4号に掲げる施設	占用面積1㎡につき1年	29,400	24,500
法第32条第1項第5号に掲げる施設			
上空に設ける通路	占用面積1㎡につき1年	71,000	67,900
地下に設ける通路		42,600	42,500
その他のもの		33,400	27,900
法第32条第1項第6号に掲げる施設			
祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積1㎡につき1日	1,100	920
商品置場その他これに類するもの	占用面積1㎡につき1年	142,100	134,800

道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件				
看板（アーチ式であるものを除く。）		表示面積1㎡につき1年	142,100	134,800
標識		1本につき1年	26,700	22,300
旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占有面積1㎡又は1本につき1日	1,100	920
及び幕	その他のもの	占有面積1㎡又は1本につき1年	142,100	134,800
アーチ式	車道を横断するもの	1基につき1年	1,421,100	1,355,700
工作物	その他のもの		710,500	685,600
令第7条第2号に掲げる設備		占有面積1㎡につき1年	29,400	24,500
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料の置場				
板囲い、足場その他の工事用施設及び工事用材料の置場		占有面積1㎡につき1年	45,900	38,300
危険防止施設			13,900	11,600
詰所			107,400	89,500
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		占有面積1㎡につき1年	29,400	24,500

別紙 9

区立公園使用料の限度額の改定

(単位・円)

種 別	単 位	改定額	現行額
土地	1 m ² 1月	29,527	24,606

区立公園占用料の限度額の改定

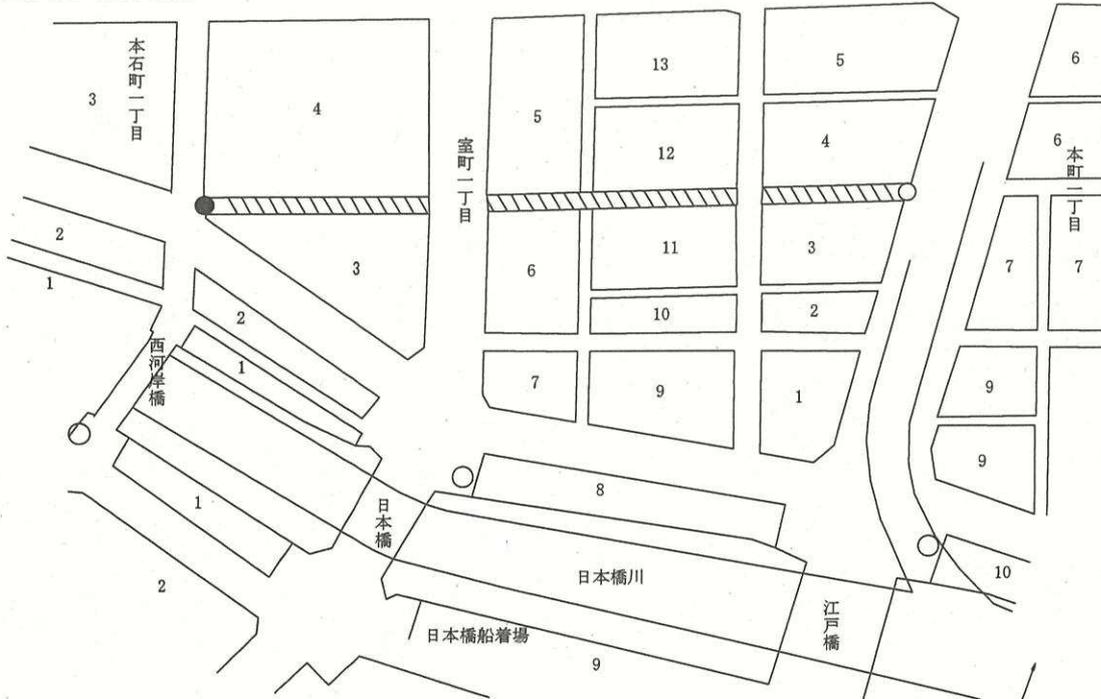
(単位：円)

種 別	単 位	改定額	現行額
電柱又は標識	1本 1月	5,430	4,525
水道管、下水道管、ガス管又は電線	1m 1月	2,676	2,230
鉄塔	1m ² 1月	4,020	3,350
変圧塔及びマンホールの類	1箇所 1月	4,020	3,350
郵便差出箱又は信書便差出箱	1箇所 1月	1,602	1,335
公衆電話所	1箇所 1月	4,020	3,350
地下の占用物件	地上露出部分	1,582	1,319
	地下部分	1,216	1,014
高架の占用物件	1m ² 1月	1,216	1,014
天体、気象又は土地の観測施設	1m ² 1月	1,806	1,505
写真撮影のための常時占用	撮影機1台 1月	29,517	24,598
写真撮影のための臨時的な占用	1回(1時間以内)	44,275	36,896
その他の占用	1m ² 1日	124	104

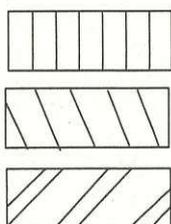
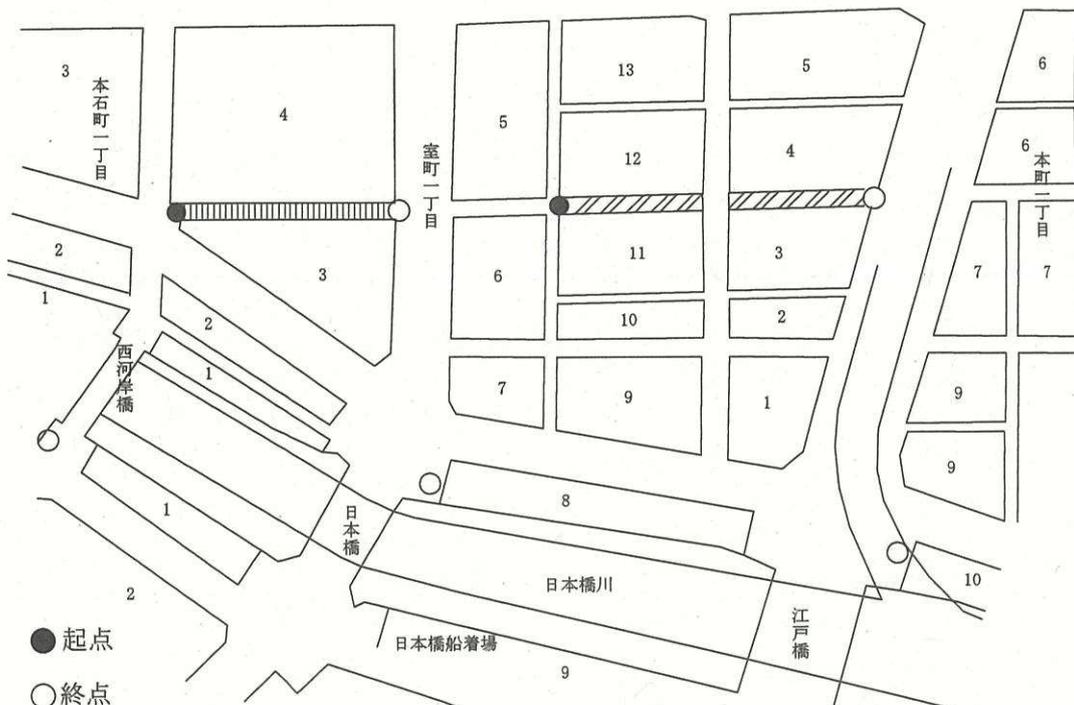
区道位置図

特別区道の路線の認定及び変更

認定及び変更前



認定及び変更後



- 特別区道中日第337号線の認定後 (幅員8.00m 延長104.84m)
- 特別区道中日第145号線の変更前 (幅員8.00m 延長295.47m)
- 特別区道中日第145号線の変更後 (幅員8.00m 延長140.27m)

入札経過結果表(施工能力等審査型総合評価方式)

件名	中央区立泰明小学校及び中央区立泰明幼稚園内部改修工事(建築工事)
落札者	株式会社クリスタルジャパン
住所	東京都中央区晴海一丁目8番8号トリトンスクエアW棟
契約金額	¥216,700,000- (内消費税額 ¥19,700,000-)
契約月日	令和7年第一回区議会定例会議決日
履行場所	東京都中央区銀座五丁目1番13号
落札者仮契約決定日	令和7年1月24日
予定価格(税抜)	¥212,750,000-
調査基準価格(税抜)	¥151,600,000-
失格基準価格(税抜)	¥148,700,000-
施工概要	種別: 建築工事 1) 内部改修工事 2) プール改修工事 3) その他関連工事
工期	令和8年2月27日
入札保証金	免除

番号	入札業者名	入札金額	価格点	施工能力 評価点	地域貢献 等評価点	評価値	順位	摘要
1	株式会社クリスタルジャパン	¥197,000,000	9.60	21.00	5.00	35.60	1	落札
2	株式会社イズミ・コンストラクション	¥212,750,000	0.00	17.00	4.00	21.00	3	
3	株式会社森組	¥204,000,000	5.33	21.00	5.00	31.33	2	
4								
5								
6								
7								
8								

価格点は小数点以下第三位を切り捨て、第二位まで表示してあります。

なお、本件は中央区議会において契約議案が可決された後、本契約を締結する。